

福井市監査告示第10号

平成30年3月22日付け監査告示第7号にて公表した監査結果報告について、福井市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年4月16日

福井市監査委員 谷川 秀 男  
福井市監査委員 滝波 秀 樹  
福井市監査委員 片矢 修 一  
福井市監査委員 藤田 諭

- 1 措置を講じた部局等 財政部施設活用推進室
- 2 措置通知を収受した年月日 平成30年3月28日
- 3 措置内容

監査の結果	措置の内容
<p>「公益社団法人ふくい農林水産支援センター」への出捐金について、過年度の異動が適切に処理されておらず、既に処分されている出捐金が、公有財産台帳に記載されたままとなっていた。</p> <p>市の所有する財産を明らかにするために、公有財産台帳の整備を徹底するとともに、定期的にその現状を確認されたい。</p>	<p>公有財産台帳の整備を徹底するとともに、定期的にその現状を確認するよう改善する。</p> <p>具体的な取組みは別紙のとおり。</p>

## 公有財産台帳の管理について

各法人の総会への出席や決算報告書等を確認することにより、経営状況や会計の動きを的確に把握するとともに、今後は毎年各法人に対して、本市からの出資・出捐の金額及び法人全体に占める割合を確認することを徹底します。

具体的には、基本財産の取り崩し等により、本市の出資・出捐金額に増減がある場合には、各法人の所管所属から法人に対し、速やかな報告及び証書の書き換えを求めます。増減内容に応じて施設活用推進室が公有財産台帳を更新します。

また毎年の決算の確定時期に、各法人の所管所属から法人に対し、市が把握している出資・出捐金額を文書で通知し、その内容に誤りがないか、確認書の提出を求めます。

以上の取組みが全庁的に徹底されるよう公有財産台帳を管理する施設活用推進室として指導していきます。